

独評発第0325001号

平成26年3月25日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

独立行政法人評価委員会

委員長 山口 修



独立行政法人国立病院機構の政府出資等に係る不要財産（旧登別病院跡地）  
の国庫納付について

標記について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2第5項の規定に基づく独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

了承する。



独評発第0627001号  
平成26年6月27日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

独立行政法人評価委員会  
委員長 山口 修



## 意見書

独立行政法人国立病院機構の平成25年度に係る独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第38条第1項に規定する財務諸表について、同条第3項の規定に基づく独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

### 記

通則法第38条第1項に規定する財務諸表については、独立行政法人国立病院機構から平成26年6月18日付国立病院機構発企第0618001号により行われた承認申請のとおり承認することが適当である。

独評発第0627003号  
平成26年6月27日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

独立行政法人評価委員会  
委員長 山口 修



## 意見書

独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第15条第1項の規定に基づく中期目標期間終了時の積立金の処分について、同条第2項の規定に基づく独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

### 記

独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第15条第1項の規定に基づく中期目標期間終了時の積立金の処分については、独立行政法人国立病院機構から平成26年6月18日付国立病院機構発企第0618003号により行われた承認申請のとおり承認することが適当である。